

# 「底が突き抜けた」時代の歩き方 400

## 大日本帝国憲法の「改正」として位置付けられていた日本国憲法

マスコミに報道されていたように、12月9日夕、イラクに自衛隊を派遣する基本計画を閣議決定した後、記者会見に臨んだ小泉首相は突如、憲法の前文の一節を読み上げた。《われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する》《われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる》《日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ》という後段の箇所を切り取って、「この憲法の理念に沿った活動が国際社会から求められている。自衛隊のイラク派遣に大義はある」と言い切り、「口先だけじゃなく行動が試されている」と強調した。

この小泉首相の説明に対して、当然のことながら、多くの批判が湧き上がった。『サンデー毎日』(03.12.28)所収の記事によれば、早稲田大学法学部の水島朝穂教授は、「憲法の前文の当該場所は必ず第9条と合わせて語られなければならないが、首相は9条には触れなかった。意味のすり替えだ。確かに全世界の国民は前文で定める『平和的生存権』を持つが、それは9条で放棄した武力の行使ではなく、それ以外の手段でやるべきだ。そもそも、イラク戦争の始まりが正当性のない侵略戦争だった点を問わないのは、前提が間違っている」と憤り、軍事評論家の青木謙知は、「派遣される陸自の装備を見ると、88ミリの無反動砲や110ミリの対戦車ロケット弾など、いずれもテロリストへの武力行使や戦闘が十分可能なものだ。テロリストの出方次第では、正当防衛の範囲を超えるだろう。しかも、今回の派兵決定に当たり、機関銃や自動小銃、ライフル銃をどれだけ持っていくか、まったく議論されなかった」と、自衛隊が携帯する武器の面からの違憲性を指摘する。

同誌の別の記事では、《10年以上前、憲法と言えば「戦争放棄」をうたった9条にあると考える人間が多いなかで、この前文を新しい文脈で読み下して見せた》現民主党の小沢一郎に言及している。《小沢はこの前文からみて、国連の旗の下に行われるのであれば、平和維持活動への参加は、憲法違反どころか、「憲法の理念に合致している」と唱え、それを行うことが「普通の国」になることだと主張したのだ。(中略) / しかも、小沢が説いたのは、国連による集団安全保障に参加するという「国家の原則」が必要だという点だった。》ところが、《当時、加藤紘一、山崎拓とYKKを結成したばかりで、「反小沢」「反経世会」の急先鋒だった小泉が、10年以上たって「憲法前文」を持ち出す》ことになるが、小泉は、「武力行使しに行くのではない。復興支援に行くのだ」

と繰り返すだけで、《憲法論に詳しく踏み込むことはなかった》。

もちろん、我々国民の誰もがアメリカ主導の「復興支援」のために自衛隊は行くのであって、イラク人自身による「復興支援」のために行くわけではないことは知り抜いている。この、アメリカのお手伝いに命を張った自衛隊員を送り込むという趣意に類被りして、《「復興支援」を強調するためか、小泉は会見で「武器・弾薬の輸送は行わない」と明言したが、翌10日には、官房長官、福田康夫が「(米兵らが)普通に携行するような武器ならいいと思う」と早々と軌道修正してしまった。》「口先だけじゃなく行動が試されている」と大見えを切った割には、小沢一郎のいう「国家の原則」など無視して「いいとこ取り」を狙った小泉首相は翌日夜、自らの説明責任の貧困を棚に上げて、養老孟司のベストセラー『バカの壁』の帯に書かれている『「話せばわかる」なんて大うそ』という文句を持ち出して、「一生懸命説明すれば、わかると言うが、間違いじゃないか。人が理解してくれるのは難しいね」とのたもつたのである。

小泉首相は、かつてカンボジアPKOで日本の文民警官に犠牲者が出た当時郵政相であり、憲法を楯に一人「撤退論」をブチ上げて気を吐いた人物であることを、ここに書き留めておくが、同誌には更に、コラムニストの中野翠が連載エッセイで、自衛隊「派遣」ではなく「派兵」ではないのか、と疑問を発している。

《日本では自衛隊は軍隊ではないということになっているから、「派遣」と表現するわけだが、日本以外の国では「派兵」としか受けとめないだろう。

現実のイラクには「戦闘地域」も「非戦闘地域」もない。当然、自衛隊の人たちは戦闘も、そして死をも覚悟しているだろう。不幸にして命を落とした場合、そういう人に対しても「殉職者」「犠牲者」と呼ぶのだろうか。「戦死者」とは表現しないのだろうか。

右翼も左翼も「自衛隊は軍隊だとはっきり認めろ」と言って来た。両者とも軍隊と見なしたうえで、いい・悪いと言って来た。けれど、多くの国民はそんなふうにならなかつた。平和憲法は理想として手放したくはないし、アメリカにベッタリ依存してでも生活は豊かで安泰であってほしかった。

実際には軍隊であるものを軍隊ではないと、国民こぞってトボケ続けて来て、今までは何とかうまく、しのいで来た。(中略)うーん、やっぱりダメだったか。おトボケ = ダブルスタンダード二重基準が通用するのもここまでだったのか。》

《ニュースで小泉首相の記者会見の様子も見たけれど、その説明は「日米同盟」「国際協調」「人道復興支援」など概念的な言葉の連発で、まったく物足りないものだった。

とってしまうのは、二年前のアフガン戦争の時、アメリカ軍に協力するという苦渋の決断をくださったパキスタンのムシャラフ大統領の姿が忘れられないからだ。TVを通じて、ほんとうに「恂々」という感じで決断に至るまでの考えの道筋を語っていた。ムシャラフは確か軍人出身だったと思うけれど、政治家として、ちゃんと言葉で勝負しているのだった。

小泉さんはまた別の機会にでも、と思ったのだろうか。いつか、国民に向かって「恂々」と説明することがあるのだろうか。

もし、そういう時があるとしたら、私たちはいったいどういう代償を払わなければいけないのかを中心に語ってもらいたい。私たちの前にはどういう選択肢があって、それぞれどういう代償を払うことになるのか。そこをしっかりと語ってもらいたい。》

戦後五十数年の日本の政治の中で、初めて自分の言葉で語ることでできる政治家が首相に就任し、これで日本も変わるかもしれないと期待したら、この首相は「ワンフレーズ・ポリティックス」で人を引きつけるのが得意な、ただそれだけの、どんな政治理念も持たない、もちろん、自分の言葉で相手と勝負することができない、凡庸な政治家であった。とんだ買い被りだったが、彼の「ワンフレーズ・ポリティックス」に乗せられた我々国民の側こそが、十分反省して目を覚まさなくてはならない問題なのだと思う。相手に期待する以上に、自分に期待しなくてはならないのだ。自分に変革の可能性が期待できそうにないから、相手に変革の可能性を見出すということは間違っているし、そんなことはありえない。小泉首相がどんな期待はずれの貌をみせようとも、その貌には彼に期待を寄せた我々の貌も映し出されていることをけっして忘れてはならない。

憲法前文のご都合主義的な切り取り方、イラクの「復興支援」のための自衛隊派遣という強弁、「派兵」される自衛隊員になぜ彼らがどんな国益を背負って戦地に赴かなくてはならないのか、を言葉できちんと説明できない場当たりの対応など、そこに露呈されている問題のすべてが中野翠がいうように、《多くの国民はそんなふうに白黒つけることを好ま》ず、《「平和憲法」は理想として手放したくはないし、アメリカにベッタリ依存してでも生活は豊かで安泰であってほし》いという、戦後日本人の存在様式から押し出されている。《実際には軍隊であるものを軍隊ではないと、国民こそってトボケ続けて来て、今までは何とかうまく、しのいで来た》けれども、もはや緊迫した国際情勢は日本のそのような場当たり主義を許容しなくなった。であれば、どのような対応をとろうとも、日本はここで腹を括って、日本のこれまでの立場を国際社会にむかって説明し、本当に中野翠がいうように、国民にむかって、《私たちはいったいどういう代償を払わなければいけないのかを中心に語》らなくてはならなかった。

だがこの期に及んでも、つまり、戦後初の「戦死者」が出るかもしれない状況に至っても、日本の首相は「小手先のごまかし方」で切り抜けようとするのである。これは一体、どういうことなのだろう。小泉首相を批判しただけで済まされる問題ではない。日本人全員が心して考えなくてはならない問題であろう。根本的ななにかが我々日本人に欠けているという問題ではないのか。ここで改めて、藤原帰一が03・4・28付朝日の論壇時評で、《福田和也は、日本のナショナリズムについて語る中で、「ナショナリズムというのは、結局民主主義のことです。つまり、国民が国民として連帯し、国家社会にたいするその責任と義務を全うする、近代国家における国民主権を、国民自体のものとして完全に担うということです」と述べている（『『天皇抜きのナショナリズム』について』新現実2号）。福田の主張は、皇室が残されたために、日本では国民の一人一人が政治権力を担うという責任感が自覚されなかったのではないかという点にあるのだが、民主主義と責任の問題を捉えて鋭い》と記していたのが思い起こされる。

日本の戦後社会では、ナショナリズムについて思考することも、議論することも、もちろん、育てることも忌避されてきた。ナショナリズムが忌避されることによって、民主主義も忌避されてきたのである。したがって、《日本では国民の一人一人が政治権力を担うという責任感が自覚されなかった》のだ。福田和也の主張を《民主主義と責任の問題》に引き絞って捉えようとする論者の藤原帰一は、《誰に責任を負っているかということヌキにして民主主義やナショナリズムを議論しても意味はない》と続けて、イラクの問題にこう結びつける。《民主化のための戦争には、その地域の国民にどう責任をとるのかという問題が抜け落ちている。アメリカ政府がアメリカ国民の政府である限り、イラクやアフガニスタンの人々に責任を負う理由はない。やはりこの戦争を支えるのは、アメリカの力と、その力を前にした各国の沈黙であり、民主主義の普遍性ではない。》

この論者の観点に重ねれば、アメリカの強圧的な要請によって引き出された日本の自衛隊派兵は、イラクでのアメリカの窮状に対する手助けが第一義的な意味である以上、本来的にイラクの国民にとっての「復興支援」はどのようなかたちをとればよいのか、という視点が抜け落ちている。だがそれは、日本がアメリカばかりを向いているという理由だけからではない。《日本では国民の一人一人が政治権力を担うという責任感が自覚され》てこなかったという問題が、イラク国民にとっての「復興支援」のありかたについてほとんど考慮しないという問題のなかに投影されている筈である。もっとも、なしくずし的にアメリカばかりに貌を向けるということ自体が、《国家社会にたいするその責任と義務》について日本国民の一人一人が自覚してこなかったことのあらわれだが。

ところで論者と異なって、福田和也の主張で本当に問いたいのは、どうして戦後皇室が残されたことが、《日本では国民の一人一人が政治権力を担うという責任感》の欠如として現象せざるをえなかったのかという点である。福田和也のその文章に目を通していないので、推測するほかないが、天皇が戦後、象徴天皇制のかたちをとって残ってしまったために、日本ではナショナリズムの育成は忌避され、その結果ナショナリズムと対になって育成されなくてはならない民主主義についても、真剣に考えられてこなかったという主張なのではないだろうか。明治国家は国民国家にとって不可欠なナショナリズムは育成したが、そのナショナリズムを多文化主義（マルチカルチュラリズム）へと向かわせていく民主主義を育成しなかったので、天皇を具体的なシンボルとする戦前のナショナリズムはウルトラに膨張させられて第二次大戦へと突入し、息の根を止められることになった。

いうまでもなく第二次大戦によって息の根を止められたのは、戦前のウルトラナショナリズムであって、日本のナショナリズムそのものではなかった。というより、敗北した日本の国家が戦後、明治国家とは異なる新たな国民国家として再出発しようとするなら、当然もう一度新たな別のかたちをとって、ナショナリズムを育成しなくてはならなかった。戦後のナショナリズムが戦前のナショナリズムのようにけっしてウルトラ化しないように、天皇制はもはや民族主義や伝統主義、宗教的原則主義や文化的優越主義などの具体的な内容を伴わない象徴天皇制へと棚上げされ、その代わりに（西欧的）民

主義が導入されることになった。しかしながら、天皇制が象徴天皇制へと棚上げされたことによって、ナショナリズムそのものも棚上げされるような事態に陥ってしまったのである。つまり、天皇制を具体的な内容として育成されてきた戦前のナショナリズムは、戦後になって天皇制を具体的な内容としないナショナリズムとなって生まれ変わることはできなかったのだ。

戦後の日本はその結果、ナショナリズムも民主主義も不育状態に陥ってしまったのである。その最大原因は、天皇制とナショナリズムをどうしても切り離せなかったところにあると考えられる。福田和也が「天皇抜き」のナショナリズムの育成を提出する所以であろう。天皇制と固く結びついていた日本のナショナリズムが日本国の敗戦を経て、民主主義と対になるナショナリズムとして新たに再生されるためには、当然のことながら、天皇制との紐帯を断ち切らなくてはならなかった。もし天皇制が戦後、日本のあらゆる領域にわたって廃絶されて、皇室というものが一掃されていたなら、戦後の日本国家の建設にとってなくてはならないナショナリズムは、民主主義と共に手を携えてよちよち歩きだしていたかもしれなかった。いや、そうしていく以外にありえなかった。

ところが、天皇制は戦後、完全に廃絶されることはなかった。象徴天皇制として存続することになったのである。その存続には日本全体の意思がこめられているとみなされていた。明治国家が天皇制国家として発足し、聳立させられてきたことを考えるなら、それは日本国民というより、日本臣民にとってやむをえない切望であったかもしれなかった。敗戦によって戦後の日本がどのように変わろうとも、天皇抜きの日本国家の存続など、日本人にとってたぶん想像を絶することであったろうからだ。おそらく敗戦国側の日本人の意向によって、天皇制は象徴天皇制というかたちをとって戦後、存続されることになった。つまり、天皇制の断絶は免れることになった。このことはしかし、天皇制の断絶によって歩んでいかななくてはならない戦後日本のナショナリズムの歩行が、象徴天皇制のかたちをとって残存している天皇制に遮られることを意味したにちがいない。

天皇の戦争責任問題についての論争が、白熱するほどではないにしても、いまでも静かに行われている。どうして天皇の戦争責任が戦後の日本人自身の手で厳しく追求されなかったのか。素人考えでいえば、天皇の戦争責任は帝国臣民の戦争責任と対であったから、日本人は天皇の戦争責任の免除のなかに自分たちの戦争責任の免除を覗き込んでいたのではなかったか。戦後A級戦犯として絞首刑にされた東条英機らは、天皇にとって戦争責任の肩代わりだけではなく、日本臣民にとっての戦争責任をも肩代わりされて、処刑されていたのではなかったか。天皇の戦争責任を追及することは、日本人にとって自分たちの戦争責任を追及することに等しかったからではなかったか。一部のA級戦犯たちに戦争責任を押し付けて、戦後の日本国家は《日本国民の総意に基く》象徴天皇制を掲げる（日本国憲法第一条）かたちをとって、再出発しようとしたと考えられる。

象徴天皇制の存続に当時の日本人の総意が本当にどこまでこめられていたのかどうかはわからないが、結果的に戦後の日本は象徴天皇制と国民主権の二つを掲げて歩みだすことになった。しかし、戦後五十数年を経過して、イラクに自衛隊を派兵するにあつ

ての議論や日本国民の反応を通じていよいよ明らかになったのは、福田和也の指摘にみられるように、日本の社会ではナショナリズムと民主主義の両輪の育成があまりにも未熟なために、《国民の一人一人が政治権力を担うという責任感が自覚され》てこなかったという問題であり、その未熟さの最大原因は象徴天皇制の存続にあったのではないか、という問題であった。ここで問われてくるのは、敗戦とは、戦後とは一体、なんであったのかという点であろう。

論ずるまでもなく、敗戦とは日本にとって戦前の国家体制の破壊にほかならなかった。したがって日本の戦後とは、戦前の国家体制の否定のうえに築かれるものでなければならなかった。このことは、戦前の国家体制と戦後の国家体制とは切断されており、重なり合うところはどこにもないことを意味する筈である。つまり、戦後は切断する強度のなかに開示されていなければならなかった。天皇制国家として戦前の日本が戦争に赴くことになったのであれば、戦後最大に切断されなくてはならなかったのは天皇制そのものであった。天皇制を切断されることにおいて日本人は、敗戦において失ったものを実感する必要があったのだ。もし日本人の精神的支柱として天皇制があったとすれば、本当の戦後を歩みだすためには日本人は自らの精神的支柱を木っ端微塵に打ち碎かれなくてはならなかった。本当に失ったもののなかから、新たに獲得するものにむかって歩を進めなくてはならなかった。

しかし、日本の支配層の懸命の努力によって、戦前の天皇制が象徴天皇制として戦後に存続したとき、日本人は戦前と戦後の切断にも見舞われず、敗戦によって本当に失わなければならないものを失わず、したがって戦後の未来に足を踏み下ろす機会を逸してしまったのではなかったか。敗戦に直面して戦前の国家体制をけっして切断させてはならないとする日本の支配層による必死の努力は、最初に『ポツダム宣言受諾に関する申入れ』（昭和20年8月10日）の中の次の箇所に見出される。

「帝国政府は昭和20年7月26日米英支三国首脳により共同に決定発表せられ爾後ソ連邦政府の参加を見たる对本邦共同宣言に挙げられたる条件中には天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に帝国政府は右宣言を受諾す」（傍線は引用者）

軍国主義勢力の除去、戦争犯罪人の処罰、領土問題に言及したカイロ宣言の履行など13項目を日本に義務づけるポツダム宣言を、国体護持のみを条件に受諾することを決定したのだ。「国体護持」は、『終戦の詔書』（昭和20年8月14日）の中にも、「朕八茲二国体ヲ護持シ得テ」、また『内閣告諭』（昭和20年8月14日）の中にも、「今や国民の齊しく嚮ふべき所は国体の護持にあり」というかたちで貫かれた。文芸評論家の山城むつみは『憲法に連続する問題』（『新潮』03・7）で、日本の支配層が敗戦によって切断されそうになる「国体護持」の一貫性を願って力を尽くしたその成果が、戦後の日本国憲法に結実しているのを覗き込み、見事に戦前の帝国憲法が日本国憲法に連続している様を取り上げている。これまで折りあるごとに日本国憲法の各条項に目を通してきたのに、しかも寡聞にして誰からも注意を促すような指摘を受けたことのない文章が、

日本国憲法の冒頭に掲げられているのに目を止めるように抜粋されている。

《朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至ったことを、深くよるこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御 名 御 璽

昭和21年11月3日

》

因みに、帝国憲法第73条は次のように明記されている。《将来此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ 此ノ場合ニ於テ兩議員ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス》

山城むつみは、《かつて明治節と呼ばれていた明治天皇の誕生日（11月3日）が今では文化の日と呼ばれるように、天皇の誕生日（4月29日）は、今ではみどりの日と呼ばれている。そして、憲法記念日が5月3日なのは、日本国憲法が公布されたのが1946年の11月3日、すなわち旧明治節で、その6ヶ月後に施行されたからにほかならない》と冒頭から書き出し、《現在のイラクも敗戦直後の日本も他人事であるかのよう<sup>1</sup>にそう考えているまさにそのことが、敗戦前から敗戦直後の日本へ、憲法制定を経て、憲法そのものをも貫いて今の日本に連続しているものを見えなくしてはいなかったか。端的に問えば、「連続」は、イラクでは暴力に訴えて容赦なく断たれたが、敗戦直後の日本ではどうだったのか。》

そう問うて、先の日本国憲法の冒頭に掲げられた一文を転載して、こう続ける。

《日本国憲法が帝国憲法の「改正」として位置付けられたため、法手続き上、こういう「公布の詔」が付くのだそう。しかし、ここには形式上の問題以前に、実質において連続する問題が隠れていないか。日本国憲法が全面的に書き換えられているにもかかわらず、あくまで帝国憲法の「改正」としてこれを位置付けることを許した歴史的な諸関係において日本国憲法は帝国憲法に連続していないか。すでに1972年、中野重治はこの「公布の詔」を「前文の前文」と呼んでそのことに注意を促していた（「パリー・コンミュニョンのこと」『レーニン素人の読み方』所収）。「人は『憲法前文』という。しかし肝腎かなめの前文の前文を人は黙殺してしまっている。『日本国憲法』の制定過程、そこに具体的に確立されたその歴史的<sup>2</sup>性格を読み取ることから、かれら『国の政治の主人公』、主権者たちが殆ど完全に逃げてしまっている」と（傍線は山城、以下も同様）。だが、「公布の詔」のどこにどんな「歴史的<sup>2</sup>性格」が隠れていると言うのか。しかし、中野は、フランス共和国、ポーランド人民共和国、中華人民共和国の各憲法の前文と日本国憲法の前文とを比較して「ヤケドするような恥じ」を感じないのかと読者に詰め寄ってくる。「どれだけ話がちがうか。日本共産党の指導者たちも、日本社会党そのほかの指導者たちも、ひろく一般の憲法学者たちも、また小学校、中学校のすべての教師たちも、つまりわれわれすべてがここにヤケドするような恥じを感じることから出直すべ

きではないかということから出発してこそパリー・コンミュンが正当に出てくるのではないのか」と。だが、なぜ、どこに「ヤケドするような恥じ」を感じねばならないのか。》

日本共産党が1946年6月28日に発表した日本人民共和国憲法（草案）は、《いわゆる象徴天皇制として国体を護持しようとする政府の憲法改正案（1946年6月20日）第一章とりわけ第1条を頭から切り落として日本に共和制をもたらすべく起草された憲法草案で、今日の天皇制批判の立場から見れば、ラディカルな主張を含んでいるように見える。だが、そうか。連続する問題はそれで切断されるのか》と問いかけて、党の憲法草案を作るかどうかではなく、「『社会的変革』によって闘い取った獲得物を法によって確保することだと主張していた》野坂参三の考えに共鳴していた中野重治は、《肝心の「社会的変革」という「プロセス」抜き》の憲法草案作りにこう違和感を表明（「もう一度『文献』または『文学』のこと」）する。

《こういう言葉、「理念」が、それ自身として「高邁」でないことはない。しかしつまるところ、野坂演説にはある程度実質的に現実的なところがあり、憲法委員会案の言葉にはある程度非現実的な観念論があったと私は思う。そこに、この頃の言葉でいう「ノンポリ・ラジカル」のうちの卑俗な一種のようなもの、ある種の小ブルジョア講壇哲学のようなものが牢乎として基底に寝ていたのではなかったろうか。そしてそこからして、時の支配勢力が、過去とのいまわしい、しかし実質的な連続の上に立っていたのに対し、この委員会の、一種の非連続真空状態のなかでふんぞり返っていた気楽な空気が事実として目に見えてこないか。一種の真空状態のなかで - それは、過去との間に革命的断絶のないことを事実として示すだろう。それは、過去との間に革命的発展のないことを示す。そしてそれがなければ、相手方のいまわしい現実的連続の前に、この真空状態はいわば純粹無力といったものを提出することになるにちがいない。別の面からいえば、「帝国憲法」第73条によって過去を正当に（？）相続しようとする相手に対して、それを現実的にうち仆す基本姿勢をこちらが持っていない。それを持たなければ……という考えがそもそも出発においてない。それはそれ自身としてこちらが持って自前の真空管のなかで自己完結する。アメリカ・日本、完全に結びついた旧勢力は現勢力としてびくともしない。上等の玩具を子供にあてがったまま、旧勢力は現勢力としてどしどしかこれらのルールで事を運んでしまう。この前私の引いたフランス共和国、ポーランド人民共和国、中華人民共和国などの憲法に見られたあの種の「前文」が、この有様ではここで現れようがない。これのないことは、そもそもプロセスということが委員会の念頭になかったことを証拠だてるだろう。それは、突きつめたところ「やる気」のなかったこと、実行の意欲のなかったことを証拠だてなかったか。やる気がなかったと決めてしまうことはできない。心のなかのことまでは断定できない。けれども、現に支配勢力の側が手続法を踏まえて事を運ぼうとしているのに対して、こちらではすでに事前に「理念」遊びに浮かれて腰くだけになっていたのに近かったことが証拠だてられる。》

山城むつみはこの中野重治の真摯な批判に向き合って、《「過去との間に革命的断絶」をもたらす気も力もないくせに批判や闘争という名のもとで「ふんぞり返って」「『理念』

遊び」に耽ることを許す「気楽な」空間》、中野のいう「一種の非連続真空状態」のなかに今も自分があることを認めながら、中野が衝いた「ヤケドするような恥じ」を見据えようとする。フランス、ポーランド、中国の各憲法の前文と日本国憲法前文とは、どこがどう異なるのか。《日本国憲法の前文に「前文の前文」が先行しているということ。日本の憲法がこのような「前文の前文」を、憲法を構成する一部として組み込んでいることの**歴史的 성격**。すなわち、『日本国憲法』の制定過程、そこに具体的に確立されたその歴史的 성격。日本国憲法が「手続き上、『朕』がこれを嘉して上から下しおかれたもの、『大日本帝国憲法』の『改正』として、『朕』によって『裁可』されて『公布せしめ』られたもの、その点、支配勢力の手で、戦争責任者ないし戦争犯罪人の特号を通して、ある程度十分にかねらの力の連続においてつくられたものだった。」「もう一度『文献』または『文学』のこと」という経緯、等々……さて、何が見えてくるか。》

我々が立っている戦後社会の根底が突き崩されような衝撃が、以上の指摘から感じられる。その指摘からすれば、現在でも正当な、《現行憲法を改正して第1条を削除せよと主張すること》すら、「気楽」に思われ、そんなことでは済まされそうにない肝腎な問題が大きく横たわっていることに気づかされる。《一方には、占領軍が、日本政府にそれを押しつけたという事実(A)がある。他方には、日本の政府が、占領軍によって押しつけられつつも、巧みに身をねじり、この押しつけにつけこみ、占領軍の側の威と力とを借りて、「天皇の地位」をこの憲法によって保証し、その地位を保証された天皇がこの憲法を、帝国憲法の「改正」として「裁可」し「公布せしめ」て国民に押しつけたという事実(B)がある。(中略)しかし、この二つの事実に対して日本の国民は何をもしなかった。しかも黙認はおろか、これらの事実が既成のものとなることに無関心ですらあった。それでいて憲法を、憲法前文を手放して称え有り難がりさえした。フランスが、ポーランドが、中国が(ブルジョアのそれであるとプロレタリアのそれであるとを問わず)「社会的変革」を通じて勝ち取った獲得物を憲法として制定したとことと比較して「ヤケドするような恥じ」を感じないか、そう中野は我々に問うていたのである。何をせよ、無関心であった国民、それを他人事のように言うてはすべてが無意味になる。それは今の我々の、今の僕のでいたらくでもある。だから、中野は他の誰でもない、我々に、僕自身に詰め寄っているのだと言っていい、本当に「ヤケドするような恥じ」を感じないのか、と。我々は、僕は何と答えればいいのか。》

中野重治は、《敗戦直後、とりわけ憲法公布に先立つ数ヶ月、「パリー・コンミュンが正当に出てくる」こと》を待望していたようで、それによって先の《AとB、二つの事実をもたらす**歴史的諸関係の総体**が覆され、「連続」が断たれることを望んでいたようだ》と、山城むつみは書く。「パリー・コンミュン」はわずか72日間とはいえ、パリに樹立された世界最初のプロレタリア政権である。独仏戦争にフランスが敗北したことをきっかけに、パリで小市民・労働者による国民軍が結成され、選挙でコンミュン(自治政府)を組織したのだが、もし中野が敗戦した日本で「パリー・コンミュンが正当に出てくる」ことを本当に待望していたとするなら、それはおそらく中野独りの

夢であって、戦争に敗北した大半の日本人の現実とあまりにも大きくかけ離れていた。敗戦に直面した日本の大衆にとっての最大の関心事は、すでに戦争から敗戦後の生活に移行しており、「憲法よりも飯」というメーデーのスローガンが如実にそのことを物語っていた。要するに、戦争に振り回され、すべてはおためごかしではないかという支配層に対する大衆の不信感、憲法などに対してもどうでもいい無関心として表出されていた。

おそらく中野以外の誰もが気づこうとしなかった、日本国憲法の「前文の前文」が孕んでいる問題は、中野が敗戦直後の日本に「パリー・コンミュン」を独り期待していたが故に、彼のみにもみえてくるものであったにちがいない。《日本国憲法が大日本帝国憲法の「改正」として位置付けられて、あの「前文の前文」付きで天皇によって「公布せしめ」られた。結果、天皇の地位が憲法によって保証され「連続」が保たれた。国民はそのことに「ヤケドするような恥じ」を感じなかった。むしろ、その公布を祝って集まって、しかも「一分で忘れた」(『五勺の酒』)。(中略)中野の憤懣は何に向けられていたか。歴史的に見て今を逃せば以後にあるかどうかという機会において「革命的断絶」が国民そのものによってやり過ぎられ、「連続」が護持され、それが憲法によって保証され固定されてしまったという事実ではないのか。憤懣は未練になったが、たんに、「返せぬ過去への未練」ではなかった。文面において戦争の放棄を謳い、基本的人権の尊重を謳うこの結構な新憲法が、**歴史的にみれば**実質的には今後「革命的断絶」を塞ぐ重い板ともなりかねないという「将来への、未来への未練」だったのである。

(中略)敗戦による深刻な断絶にもかかわらず、核心的な問題は敗戦前から敗戦後へ、戦後以降へ、そして現在へと連続しているのである。》

敗戦直後の日本にとって、「パリー・コンミュン」は全く無縁であった。現実のどこにも「パリー・コンミュン」など起こる気配は皆無だったとしても、敗戦によって大日本帝国が打倒されたことは間違いない。大日本帝国によって惹き起こされた事態が壊滅状態に陥ったことを考えるなら、日本の戦後は大日本帝国を成り立たしめていたあらゆる要素と深く手を切ることによってしか、再出発はありえないと思改められてもよかった。いや、戦前の日本人の歩き方がとことん駄目だったことを思い知るなら、その歩き方を変えることによってしか、日本人にとっての戦後は永遠に訪れてこないと内省しなければならなかった筈だ。しかし、内省はなかったとはいきれないとしても、それはあまりにも不十分であった。戦前と戦後の「革命的断絶」はそこにはみられなかった。《そのために、日本国憲法が大日本帝国憲法の「改正」として位置付けられて、あの「前文の前文」付きで天皇によって「公布せしめ」られた。結果、天皇の地位が憲法によって保証され「連続」が保たれた。》

日本人はそのことに全く無関心であったから、当然《「ヤケドするような恥じ」を感じなかった。むしろ、その公布を祝って集まって、しかも「一分で忘れた」(『五勺の酒』)》その結果、戦後60年近く経過しても、福田和也が述べるように、民主主義と対になったナショナリズムを育て上げられずに「国民が国民として連帯し、国家社会にたいするその責任と義務を全うする、近代国家における国民主権を、国民自体のものとして完全に

担うということ」ができなくなった。戦前のなにを残して、そのために戦後のなにが失われることになったのかは紛れもない。《私は、日本国憲法が帝国憲法に歴史的につながっていることを認めぬわけには行かぬ。逆に、そこに日本プロレタリアートのコースが部分的にしる断絶させられていることを事実として認めねばならぬところへ追いこまれて来る」と中野が書いたのは1972年だ(「パリー・コンミュンのこと」)。「日本プロレタリアートのコース」という言葉面はすでに古びてしまっている。だが、問題そのものはいっそう新しく現在に連続している。そして、我々はいっそうに追い込まれている。》

中野重治の喫緊の指摘によって、戦後における象徴天皇制そのことが問題であるよりも、日本国憲法が大日本帝国憲法の「改正」として位置付けられ、「連続」しているその明証として象徴天皇制が日本国憲法を覆い、戦後日本を覆っていることの問題に改めて気づかされ、事の問題の大きさに震撼させられる。小泉首相がイラクへの自衛隊派兵の説明に日本国憲法の「前文」を持ち出してくるという「いいとこ取り」は、確かに「前文」そのものが大日本帝国憲法の「改正」に対する「いいとこ取り」の位相にあることを浮かび上がらせていたのだ。

《イラクの断絶と復興を、敗戦直後の日本の断絶と復興に重ね合わせてみれば、思いがけなくも、現在の日本に敗戦前から連続している問題がズレとして我々に浮かび上がって来る。昭和天皇は、終戦の詔勅で「朕ハ茲ニ二国ヲ護持シ得テ……」と述べたのである。戦後の日本は「民主化」し経済復興し、敗戦前と大きく様変わりしたが、その一点だけは憲法においてもたしかに「護持」された。と言うよりも、憲法を含めた戦後のすべては、その一点が変わらないことを条件として変わったのである。(…)日韓併合から拉致問題まで連続している問題は、「朕ハ茲ニ二国ヲ護持シ得テ……」というこの地点において他のどの時点におけるよりも悪辣に残忍に連続していた。拉致問題は、思いがけずもそのことを我々に照らし返してくれたが、イラク問題もまた同じ点を我々に照らし出している。自身が発しているにもかかわらず、外部からの折り返しによってブレとしてしか自身に映し出されえないような問題が我々にはあるのではないか。我々を封じ込めている「真空管」はそうした外からの光なしにはヒビが入らないのではないか。拉致問題、イラク問題に限らず、外から反射してくるこうした微かな光を僕は受けめたいと思っている》と山城むつみは文章を締め括るが、しかし《我々を封じ込めている「真空管」にヒビを入れる《外からの光》を、我々日本人が自らの手で内からの光として「真空管」にヒビを入れないことには、我々の戦後はもはや立ち行かなくなっていることも間違いない。

2004年1月2日記

